

入札上の注意事項

1 入札会場における注意事項

- (1) 入札は入札参加者又はその代理人が出席して行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めないものとする。なお、原則として、入札会場には入札執行事務に係りのある職員を除き、他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (3) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に、入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。（「代理入札を行う場合の『入札者、委任状』の記入の注意事項」を参考）
- (4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

2 入札の方法等

- (1) 入札書（見積書）については、当日配布するものを使用すること。（入札参加者またはその代理人は、必要な印鑑を持参のこと。）
- (2) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約者（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、質問書（別添様式参照）により入札執行者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。また数字の頭に「¥」マークを記載すること。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で起載又は押印しなければならない（鉛筆書きによる記載は不可）。
- (6) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。但し、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。

- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の金額を訂正することはできない。(入札金額を訂正する場合は、入札書を提出し直すこと。) また、入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、訂正部分に押印をしておかなければならない。
- (9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行者は、必要と認めるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責任を負わないものとする。
- (11) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、総価(当該委託業務に選する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるもの)とする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、契約の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (12) 子定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

3 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。この記定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関与した全ての入札が無効)
- (4) 入札金額を訂正して入札したとき又は入札金額の記載が不明瞭なとき。
- (5) 「入札金額以外を正した入札書」又は「打正した委任状」において、適切な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合は、入札者に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書および委任状において、季託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な手続き要件を備えていないとき。(「代理入札を行う場合の『入札書、委任状』の記入の注意事項」を参考)
- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 複数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。

- (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
- (14) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格での申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき価格の札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に係りのない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 入札金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また入札価格は、消費税および地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) 開札の結果、のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合がある。また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべきものの申込による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の税庁を乱すおそれがあるとして着しく不相当と認められるとき。なお、最低の価格で入札をした者を落札者としめない場合は、予定価格以下の価格で申込をした他の者のうち、最低の価格で申込をした者を落札者とすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続。愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定したものが押印（電子契約の場合は、電子署名）し、さらに知事が、その送付を受けて押印（電子契約の場合は、電子署名）するものとする。落札者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (9) 契約書及び契約書に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。